

滝沢市排水設備設置事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号の規定による処理区域（以下「処理区域」という。）内において、公共下水道に接続するために排水設備の設置をしようとする者に対し、予算の範囲内で滝沢市補助金交付規則（令和4年滝沢市規則第30号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付することにより、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排水設備 汚水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠その他の排水施設をいう。
- (2) 浄化槽 合併処理浄化槽及び単独浄化槽をいう。
- (3) 住宅等 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、又は延床面積の2分の1以上を居住の用に供する兼用住宅をいう。

2 前項に定めるもののほか、この告示で用いる用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、処理区域内の公共下水道に接続するために、排水設備を設置しようとする住宅等の所有者又は賃借人で設置について所有者から承諾を得た者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 個人であること。
- (2) 新築でない既存の住宅等であること。
- (3) 現在公共下水道に接続していないこと。
- (4) この告示に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 世帯全員の市町村民税の所得割課税額の合計が8万円以下であること。
- (6) 市税、下水道受益者負担金、下水道事業分担金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(補助金の交付の対象及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は（以下「補助対象経費」という。）は、排水設備の設置に係る経費のうち別表第1の補助対象経費の欄に掲げる経費とし、これに対する補助金の額は、同表の補助金の額の欄に定めるとおりとする。

(軽微な変更)

第5条 規則第9条第1項第1号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合であって、規則第4条の規定により提出した収支予算書において各区分に配分された補助金額の20パーセント未満の配分の変更とする。

2 規則第9条第1項第2号の軽微な変更は、既に決定を受けた補助金の額に変更がない場合であって、当該変更により経費の目的が実質的に変わらない変更とする。

(提出書類)

第6条 規則の規定により提出する書類並びに当該書類の提出部数及び提出期日は、別表第2に定めるとおりとする。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

補助対象経費	補助金の額
上下水道事業管理者の権限を行う市長（以下「管理者権限を行う市長」という。）が施行し、下水道本管が完成した年度の翌年度までに行う工事で、既存のくみ取便所又は浄化槽を廃止し、公共下水道に接続するために行う屋外排水設備の設置工事費	屋外排水設備の設置工事延長（10センチメートル未満の端数は切り捨てる。）に1メートル当たり5,000円を乗じた額（その額に1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とし、10万円を限度とする。

別表第2 (第6条関係)

条項	提出書類	提出部数	管理者権限を行う市長が定める期日
規則第4条	1 補助金交付申請書（様式第1号） 2 補助対象工事に係る見積書 3 暴力団排除及び補助金等の交付条件に関する誓約書及び同意書（様式第2号） 4 補助対象工事に係る設計図書 5 排水設備計画工事確認申請書の写し 6 兼用住宅は延床面積の2分の1以上を居住の用に供していることが分かる書類 7 住宅等の所有者が分かる書類（賃借人のときは、所有者の承諾書） 8 申請者の納税証明書（滞納のない証明書） 9 世帯全員の市町村民税の所得割課税額が分かる書類（写し可） 10 委任状 11 管理者権限を行う市長が必要と認める書類	1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部 1部	別に定める。
規則第8条第1項	補助金申請取下書（様式第3号）	1部	補助金の交付の決定の通知を受領した日から10日を経過した日

規則第 9 条 第 2 項	補助事業変更承認申請書（様式第 4 号）（規則第 9 条第 1 項第 3 号に該当し、中止又は廃止の申請をする場合を除く。）	1 部	補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更しようとする日の 5 日前の日
規則第 9 条 第 2 項	補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 5 号）（規則第 9 条第 1 項第 3 号に該当し、中止又は廃止の申請をする場合に限る。）	1 部	補助事業を中止し、又は廃止しようとする日の 5 日前の日
規則第 1 4 条第 1 項	1 補助事業完了報告書（様式第 6 号） 2 補助対象工事に係る竣工図 3 排水設備工事完了届の写し 4 管理者権限を行う市長が必要と認める書類	1 部 1 部 1 部 1 部	事業完了後 20 日を経過する日又は交付申請をした日が属する年度の 2 月末日のいずれか早い日
規則第 1 7 条第 1 項	補助金交付請求書（様式第 7 号）	1 部	補助金の額が確定した日から 5 日を経過する日